

最新情報かわら版

今年の猛暑の日々も落ち着き、朝晩は涼しくなりました。皆さま季節の変わり目ですのでお体には十分お気を付けください。今回は、小規模企業共済について新田が担当いたします。

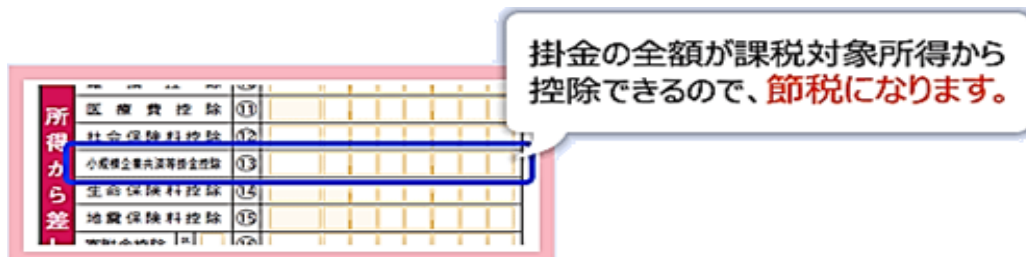
「小規模企業共済」

小規模企業共済をご存知ですか？

小規模企業共済とは小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。掛金は全額を所得控除できるので、高い節税効果があります。将来に備えつつ、契約者の方がさまざまなメリットを受けられるお得な制度です。

メリット① 掛け金は加入後も増減可能で、全額が所得控除

月々の掛金は 1,000 円～70,000 円まで 500 円単位で自由に設定が可能で、加入後も増減できます。確定申告の際は、その全額を課税対象所得から控除できるため、高い節税効果があります。



所得から差	医療費控除	⑪
	社会保険料控除	⑫
	小規模企業共済等掛金控除	⑬
	生命保険料控除	⑭
	地震保険料控除	⑮

掛金の全額が課税対象所得から控除できるので、**節税になります。**

(独立行政法人中小機構より)

メリット② 共済金の受取りは一括・分割どちらも可能

共済金は、退職・廃業時に受け取り可能。満期や満額はありません。

共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。

一括受取りの場合は退職所得扱いに、分割受取りの場合は、公的年金等の雑所得扱いとなり、税制面でのメリットもあります。

なお、共済金（解約手当金）に関しましては共済契約者の立場や請求事由によって、お受け取りになる共済金の種類金額が異なりますのでご注意ください。

ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

【創業計画書の作成のポイントセミナーのご案内】

日時：10月18日（木）18：00～19：30

場所：西日本シティ銀行 大名支店 7F

開業・独立するには、綿密な準備と計画が必要です。創業をご検討されている方がいらっしゃいましたらぜひご参加ください。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350